

生活習慣病管理料Ⅱについて

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを
主病とする方が対象となり、個々に応じた目標設定や
指導内容などを記載した「療養計画書」を作成します。
患者さんの状態に応じ、28日以上処方やリフィル処
方箋を行う場合があります。

2025年6月

にいざの森ファミリークリニック

院長 植草 省太